

安全運転管理者の制度概要

1 安全運転管理者の選任義務

一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。

2 安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数

- **乗車定員が11人以上の自動車** **1台以上**
- **その他の自動車** **5台以上**

※ 大型自動二輪又は普通自動二輪は、それぞれ1台を0.5台として計算
※ 運行管理者を置く自動車運送事業者の事業所、貨物自動車運送事業者の事業所を除く
※ 台数が20台以上40台未満の場合は副安全運転管理者を1人、40台以上の場合には20台を増すごとに1人の**副安全運転管理者の選任が必要**となります。

3 安全運転管理者等の要件

安全運転管理者	副安全運転管理者
20歳以上 (副安全運転管理者が置かれる場合は30歳以上)	20歳以上
自動車の運転の管理に関し2年以上の実務の経験を有する者、等	自動車の運転の管理に関し1年以上の実務の経験を有する者、等
〈欠格事項〉	
<ul style="list-style-type: none">○ 過去2年以内に公安委員会の安全運転管理者等の解任命令を受けた者○ 次の違反行為をして2年経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転、無免許運転、救護義務違反、飲酒運転に関し車両等を提供する行為、酒類を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、無免許運転に関し自動車等を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、自動車の使用制限命令違反○ 次の違反を下命・容認してから2年経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、大型自動車等の無資格運転、最高速度違反、積載制限違反運転、放置駐車違反	

4 安全運転管理者等の業務

- 交通安全教育 ○ 運転者の状況把握 ○ 安全運転確保のための運行計画の作成
- 長距離、夜間運転時の交代要員の配置 ○ 異常気象時等の安全確保の措置
- 点呼等による飲酒、過労、病気その他正常な運転をすることができないおそれの確認と必要な指示 ○ 運転日誌の備え付けと記録 ○ 運転者に対する安全運転指導

5 安全運転管理者等の選任の届出義務

安全運転管理者を選任したときは、選任した日から**15日以内に都道府県公安委員会に届け出なければなりません。**

届出に関すること、安全運転管理者の制度に関してのご質問については、自動車の使用の本拠の位置を管轄する**都道府県警察又は警察署にお問い合わせ**をお願いします。

道路交通法に定める飲酒運転防止に関する使用者の義務一覧

項目	法令	条文
安全な運転に関する事項を遵守させる義務	道路交通法 第74条第1項、第2項	<p>(車両等の使用者の義務)</p> <p>1 車両等の使用者は、その者の業務に関し当該車両等を運転させる場合には、当該車両等の運転者及び安全運転管理者、副安全運転管理者その他当該車両等の運行を直接管理する地位にある者に、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する車両等の安全な運転に関する事項を遵守させるように努めなければならない。</p> <p>2 車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両を運転するに当たつて車両の速度、駐車及び積載並びに運転者の心身の状態に関しこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。</p>
酒気帯び運転をすることを命じ、又は容認してはならない義務	道路交通法 第75条第1項第3号	<p>(自動車の使用者の義務等)</p> <p>1 自動車(重被牽(けん)引車を含む。以下この条、次条第1項及び第75条の2の2第2項において同じ。)の使用者(安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。)は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。</p> <p>③ 第65条第1項(酒気帯び運転の禁止)の規定に違反して自動車を運転すること。</p>
安全運転管理者を選任する義務	<p>道路交通法 第74条の3第1項</p> <p>道路交通法施行規則 第9条の8第1項</p>	<p>(安全運転管理者等)</p> <p>1 自動車の使用者(道路運送法の規定による自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)の規定による貨物軽自動車運送事業を営業者を除く。以下同じ。))及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者を除く。以下この条において同じ。)は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。</p> <p>(安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数)</p> <p>1 法第74条の3第1項の内閣府令で定める台数は、乗車定員が11人以上の自動車にあつては1台、その他の自動車にあつては5台とする。</p>
安全運転管理者の業務	<p>道路交通法 第74条の3第2項</p> <p>道路交通法施行規則 第9条の10第5項</p>	<p>(安全運転管理者等)</p> <p>2 安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務(自動車の装置の整備に関する業務を除く。第75条の2の2第1項において同じ。)で内閣府令で定めるものを行わなければならない。</p> <p>(安全運転管理者の業務)</p> <p>5 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第47条の2第2項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び飲酒、過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。</p>